

次の文章を読んで、後記の【設問1】から【設問3】までに答えなさい。なお、配点の割合は、2：3：5とする。

【事例】

1 XとYは、学生時代からの友人であり、共通の趣味である釣りに興じて仲良く過ごしていた。Yは、還暦も過ぎて体力の衰えを感じたことから、釣りを引退することを決め、これをXに告げた。Xは、Yの引退を惜しみつつ、Yに対して「釣り道具はどうするのか」と尋ねたところ、Yは、「自分で持っていては仕方ないから誰かに売ることを予定している」と答えた。

かねてよりYの釣り道具に興味があったXは「そうであるならば、自分が50万円で買いたい」と申し入れたところ、Yは「50万円は安いなあ。でも君と僕との仲だからね。そこまで欲しいならあげてもいいよ」とこれを了承した（以下、「**本件売買契約**」といい、対象の釣り用品を「**本件釣り道具**」という）。

2 その後、XはYに対して、本件釣り道具の引渡しを求めたが、Yは50万円で合意した事実はないとして、これを拒絶した。そこでXはYに対して本件釣り道具を50万円で買い受けたとして、令和4年1月29日、本件売買契約に基づき本件釣り道具の引渡しを求める訴えを提起した（以下、「**訴訟1**」という）。

3 Yは、訴訟1の係属中である令和4年4月10日に、Xに対し、本件釣り道具の正当な価値は100万円であるとして、その支払いを求める訴えを、別訴として提起した（以下、「**訴訟2**」という）。

4 なお、XとYは訴訟代理人を付けずに本人訴訟をした。裁判所としては、訴訟1と2の判決の矛盾抵触のおそれを懸念している。

【設問1】

訴訟2は民事訴訟法142条に照らして適法か。適法な場合、裁判所はどのような対応をするべきか。

【事例】 1 から 4 の事実に続いて、次の事実があった。

- 5 Y は訴訟 2 を取り下げた上で、訴訟 1 において「本件釣り道具の売買代金は 100 万円だった」と主張した。裁判所は、訴訟 1 の審理の結果、本件釣り道具の売買代金は 60 万円であると認定した。裁判所は、令和 4 年 12 月 4 日、訴訟 1 について、「Y は、X に対し、60 万円の支払いを受けるのと引き換えに、本件釣り道具を引き渡せ」と判決をした（以下、「**本件判決**」という）。

【設問 2】

本件判決は適法か。処分権主義（民事訴訟法 246 条）との関係で論じなさい。

【事例】 1 から 5 の事実に続いて、以下の事実があった。

- 6 X と Y は本件判決について控訴をせず、本件判決は令和 4 年 12 月 20 日に確定した。
- 7 もっとも X は、仕事をリストラされたことから、代金を支払ってまで本件釣り道具を手に入れる熱意をなくしてしまった。Y は、X に対し、本件釣り道具を持参するので代金 60 万円を支払って欲しい旨連絡したものの、X はこれを拒絶した。
- 8 そこで Y は、弁護士に委任して、X に対し、令和 5 年 3 月 22 日、本件釣り道具の売買代金 60 万円の支払いを求める訴え（以下、「**訴訟 3**」という）を提起した。
- 9 これを受けた X も弁護人に委任をした。X 代理人は、本件釣り道具の写真を古物商に見せたところ、その市場価値は 30 万円相当であるとの回答を得た。そこで、X 代理人は改めて事実関係を争うべきであると考え、X は 30 万円との引き換えであれば、本件釣り道具を引き渡すと主張した。
- 10 X 代理人の主張について、Y 代理人は、前訴判決の既判力に触れて許されず、前訴判決に従って、直ちに請求認容判決がされるべきであると主張した。これに対し、X 代理人は、本件判決において、XY 間には代金 60 万円の本件釣り道具の売買契約が成立したと判断

されたかもしれないが、Xの代金支払義務に関する判断には既判力は生じないと反論した。

【設問3】

訴訟3において、裁判所は、改めてその代金額を審理判断することはできるか。本件判決において引換給付の旨が掲げられている趣旨にも触れながら、答えなさい。

以上

参考答案
〔民事訴訟法〕

第1 設問1

1 訴訟1と訴訟2は、ともに本件売買契約に起因する紛争であるところ、訴訟2は法142条に抵触するか。「事件」の意義が問題となる。

- (1) 重複起訴禁止の趣旨は、相手方の応訴の煩、二重審理の負担、判決の矛盾抵触のおそれにある。そこで①当事者と、②訴訟物の同一性により判断する。
- (2) まず、①当事者はいずれもXおよびYであるから同一である。しかし、②訴訟物について、訴訟1は売買契約に基づく目的物引渡し請求権であるのに対して、訴訟2は売買契約に基づく代金請求権であるから同一ではない。
- (3) よって訴訟2は法142条に抵触せずに許されるとも思える。

2 もっとも訴訟1と2が別々の裁判所に係属した場合、前述の法142条の趣旨が没却しないか。

- (1) 訴訟1と訴訟2の主要な争点が共通する場合、二重審理の負担、判決の矛盾抵触のおそれは生じ、法142条の趣旨に反する。そこで別訴として提起された訴訟1は併合強制（法152条1項）になると考えるべきである。
- (2) 訴訟1と訴訟2の主要な争点は、本件釣り道具の売却額がいくらか、という点であるから、主要な争点は共通している。
- (3) 裁判所は、訴訟2を訴訟1に併合して審理をするべきである。

第2 設問2

1 裁判所が、本件釣り道具の評価額として、Xの主張を上回る60万円と認定することは適法か。訴訟の開始や範囲の限定、訴訟の終了につき当事者の主導権を認めてその処分に委ねる原則である処分権主義との関係で問題となる。

2 処分権主義の根拠・機能は、当事者意思の尊重と不意打ちの防止にある。そこで原告の合理的意思に反せず、かつ、被告に不意打ちとならない場合には、処分権主義違反とならない。

3 まず、本件判決は引換給付判決にあたるどころ、このような質的一部認容判決は、処分権主義に反しないか。

- (1) 原告であるXは売買代金50万円で本件売買契約が成立したと主張しているのであるから、一定の金額の支払いと引換えでも本件釣り道具を取得したいというのが、Xの合理的な意思である。また、被告であるYも、本件釣り道具の評価額は100万円であると争っており、本件釣り道具の評価額について攻撃防御の機会が与えられているから、Yの不意打ちともならない。
- (2) よって、本件判決が引き換え給付判決である点は、処分権主義に反するものではない。

4 では、裁判所が60万円と判示している点はどうか。

- (1) 前述のとおり、Xは一定の金額の支払いと引き換えでも本件釣り道具を取得する意向であるところ、60万円は50万円をわずかに10万円を超えるだけで、これを支払ってでも本件釣り道具を取得したいというのがXの合理的な意思といえる。また、

本件釣り道具が60万円と評価されても代金額につき攻撃防御の機会があったため、Yへの不意打ちともならない。

(2) よって本件判決は適法である。

第3 設問3

1 訴訟3において、本件売買契約の代金額について改めて審理・判断することは、既判力（法114条1項）に抵触し許されないのではないか。

2 まず「主文に包含するもの」（114条1項）とは、当事者の争点処分の自由と裁判所の審理の機動性の確保の観点から、訴訟物を意味する。既判力は紛争解決の実効性を確保するために認められた制度的効力であるから、前訴既判力が生じた判断内容に矛盾・抵触する主張は後訴で排斥される。

3 訴訟1の既判力は、訴訟物である本件売買契約に基づく目的物の引渡請求権に生じている。ここで、判決主文には「60万円の支払いと引き換えに」と記載されているものの、引換給付文言は強制執行開始要件として注意的に掲げられているにとどまり、訴訟物を構成しない。よって引換給付文言に既判力は生じない。また、XY間で本件売買契約が60万円で成立したことは、判決理由中の判断に過ぎず、既判力は生じない。したがって訴訟3において本件釣り道具の評価額が30万円であると述べて争うことは、前訴の判決理由中の判断を蒸し返しているに過ぎず、訴訟1の既判力と矛盾・抵触するものではない。

4 よってYが訴訟3において本件釣り道具の評価額争うことは許されるとも思える。

5 もっとも民事訴訟の基本理念は適正・公平・迅速・経済であるところ（2条参照）、XYは、訴訟1において本件釣り道具の評価額を十分に争っており、訴訟2でこれと異なる判断がなされれば適正・公平ではないし、再度の審理を強いられる点で迅速・経済でもない。そこで信義則（2条）により本件反論は排斥されないか。

6 確定判決により紛争の修了を信じた当事者を保護する必要性がある一方、安易な適用を認めれば法的安定性と抵触する。そこで①前訴での攻撃防御の有無、②相手方の信頼、③後訴での主張が実質的に前訴の蒸し返しであるか、といった事情を考慮して判断する。

8 本件では、XおよびYは、訴訟1において、本件釣り道具の攻撃防御を尽くしている（①）。また、Yには本件釣り道具の評価が60万円であるとの信頼が生じている（②）。最後に、確かに訴訟1は本人訴訟ではあったものの、Xは訴訟1で本件釣り道具が50万円であると主張していながら、訴訟3でそれを下回る30万円と主張することは、矛盾挙動であり、実質的には前訴の蒸し返しである（③）。

9 よって、本件釣り道具の評価額を争うことは信義則により許されない。 以上

明大法曹会答案練習会 2026年 民事訴訟法

担当講師：弁護士 門馬 憲吾

採点基準

50点（設問1：8点、設問2：12点、設問3：20点、裁量点：10点）

設問	項目	配点	点数
設問1	問題提起	1	
	重複訴訟の規範	1	
	当てはめ	2	
	修正論	4	
設問2	問題提起	1	
	処分権主義の意義・規範	2	
	引き換え給付文言について	4	
	裁判所が60万円と評価した点について	4	
	結論	1	
設問3	問題提起	1	
	「主文に包含するもの」の意義	2	
	当てはめ	5	
	不都合性の指摘	3	
	信義則の規範	3	
	あてはめ	5	
	結論	1	
裁量点		10	
合計点			

【コメント】

第12回民事訴訟法 解説レジュメ

令和8年3月15日

新銀座法律事務所

弁護士 門馬 憲吾

第1 はじめに

民事訴訟で重要なことは、⑦対立する利益配分を意識すること、⑧民事訴訟のピラミッド構造（法体系）を理解することです。

⑦について、「民事訴訟をよりよく理解するためには、ある問題について、原告の立場、被告の立場、裁判所の立場を検討することが重要である¹」、「手続保障は重要であるけれども、民事訴訟法の解釈は、適正・公平・迅速・経済という理想をどうバランスさせるかが重要である²」と高橋先生は述べています。3者間の立場ないし4つの理念を調和させる必要があるから民事訴訟は難解と言われます。逆に民事訴訟で利益配分をうまくできたならば、他の科目の利益配分もうまくいきます。

⑧について、民事訴訟法のピラミッド構造は下記の通りです。問題を解く際は、問われている部分はどこか、を見抜くことが大切です。

請求（訴訟物）	・ 処分権主義（246条） ・ 既判力（114条） ・ 訴えの変更（143条） ・ 反訴の提起（146条）
法律に関する主張	・ （原則）法律上の判断は裁判所の専権。 ・ （修正）権利自白、法的観点指摘義務
事実に関する主張	・ （原則）弁論主義第1・第2テーゼ ・ （修正）釈明権（149条）
証拠	・ 弁論主義第3テーゼ ・ 自由心証主義（247条） ・ 証明責任

¹ 高橋宏志「民事訴訟法概論」51頁（有斐閣、2016年）

² 同上 P115

民事訴訟法のピラミッド構造は憲法を含めた大きな法体系から理解することが重要です。

そもそも民事訴訟制度は①「私人間の紛争」を②「公権的強制的に解決する国家的制度」です。①からは、民事訴訟制度は私人間の紛争を審判の対象としていることから、当事者の自主性・主体性を訴訟法上も尊重することが望ましいといえます。他方で、②からは、公権的に紛争を解決する国家制度としての訴訟制度を運営する観点からすると、国民の裁判に対する信頼を得る必要がある上、紛争を迅速かつ効率的に解決する必要があります。そのため民事訴訟制度には公益的な性格も認められるというわけです。

このように①を強調すれば当事者に主導権を委ねるべきであります（当事者主義）が、②を強調すれば裁判所に主導権を認めるべき（職権主義）です。このように民事訴訟は対立する利益が交錯しています³。民事訴訟は審理の内容面については処分権主義や弁論主義といった当事者主義がとられているが、審理の手続面は当事者主義によらずに職権進行主義が妥当する、と言われることがあります。背景にはこのような民事訴訟制度の存在意義があるというわけです。

以上、ピラミッド構造の理解には当事者主義と職権主義、それぞれの視点を意識する必要があります。

第2 本問の出題趣旨

基本的な論点であると二重起訴の禁止と、処分権主義、既判力を問う問題ではあります。問題を解くにあたっては、ご自身がどの利益の調和を図っているのか、民事訴訟のどのステージが問われているのか、を意識してほしいです。これらを意識できれば、解答で大きく外すことはありませんし、なにより未知の問題が出題された際に、落ちない答案を書くことができます。

第3 答案作成時のポイント

- 1 まずは問題文の事実の適示から答案を開始する。
- 2 原則論の明示、修正の必要性、修正論という流れで書く。
- 3 修正の必要性や当てはめの視点は、民事訴訟の理念である適正・公平・迅速・経済を意識する。

³ 藤田広美「講義民事訴訟」5頁（有斐閣、第3版、2013年）

第4 設問1について

重複訴訟は、①当事者と、②訴訟物の同一性で判断されますから、重複訴訟によって制限を受ける後訴は相当狭いです。具体例を挙げると、訴訟を提起後に全く同一の訴訟を再度提起する場合や、債務不存在確認の提起後に、被告が原告に対して右債務に関する給付訴訟を提起した場合に限られます。

もっとも重複訴訟の趣旨が妥当する範囲では、後訴も併合を強制して前訴と一緒に審理判断するという考え方もあります。高橋先生は、主要な争点が共通の事件では、別訴禁止・併合強制が働き、後訴は却下ではなく移送・併合がなされるのが合理的であるとしております⁴。

新常先生も「訴訟物たる権利関係が同一でなくとも、二つの事件における主要な争点が共通であれば、同一事件として後の別訴を禁じるべきである⁵」

上記は少数説ですので特段覚えておく必要はありません。問題文では、「裁判所としては、訴訟1と2の判決の矛盾抵触のおそれを懸念している」との誘導があるので、現場思考で、重複基礎の趣旨から何らかの回答を導いてほしかったところです。

第5 設問2について

1 処分権主義の論じ方

処分権主義は原告の意思を尊重するという原則ですから、原告が申し立てていない事項については判決できません。したがって処分権主義を論じる際は、原告の定立した訴訟物（審判対象）との関係で論じる必要があります。

まず、訴訟1において、XはYに対して本件釣り道具を無条件で求めていました。したがって、そもそも引換給付判決をしてよいのか、と言う点が処分権主義との関係で問題となります。

また、裁判所が60万円と認定した点についても、単にXとYが主張している50万円～100万円の間に入っていると論じるだけでは足りません。原告が主張している50万円とわずか10万円の差額であるから、原告の意思に反しないと論じる必要があります。

2 仮に本件釣り道具が40万円と評価された場合はどうか

仮に、本問で裁判所が本件釣り道具を40万円と認定した場合はどうでしょうか。

まず、Xにとって本件釣り道具が40万円と評価されることは有利ですから、Xの合理的な意思には反しません。もっともYは、Xが主張する50万円を前提に防御権を行使するはずで、それにもかかわらず、裁判所が本件釣り道具を40万円と評価することは、Yに不意打ちとなります。したがって裁判所は50万円の限度で引き換え給付判決をするべきとなります。

⁴ 高橋宏志「民事訴訟法概論」47頁（有斐閣、2016年）

⁵ 新堂幸司「新民事訴訟法（第6版）」224頁（弘文堂、2019年）

第6 設問3について

1 既判力論をどのように論じるか

既判力が後訴に作用するか、という論点では、前訴と後訴の訴訟物が同一か、矛盾するか、先決関係か、と論じることがあります。このような論じ方も間違いではないですが、厳密にいうと、前訴で何が決まったか、再審理できないとされた事項が何かという既判力の本来の姿から考える方が正確です。すなわち前訴の判決内容と後訴とで考えるべきです。より具体的には、前訴の既判力が生じた内容を論じた上で、既判力が生じた内容と後訴の請求が矛盾・抵触するかを論じなければならず、単に訴訟物が異なるから既判力は作用しないと述べるだけでは足りません。

本問では、Xが蒸し返しているのは、第1訴訟の判決理由中の判断に過ぎない点を述べる必要があります。

なお、本問では、第1訴訟の判決主文において、「60万円の支払いと引き換えに」と記載されています。したがって、引き換え給付文言に既判力が生じるのか、という論点も併せて論じる必要があります。

2 原則論の不都合性をどのように指摘するか

既判力の原則論を丁寧に論じた上で、その原則論を貫いた場合の不都合性を指摘しましょう。民事訴訟の基本理念である、適正・公平・迅速・経済の視点から論じられるとよいです。あまり長くならないように注意して、原則の帰結を貫徹すると基本理念に反する旨を自分の言葉で論じられれば十分です。

3 信義則の論じ方

信義則を論じる際の注意点は、裸の利益衡量にならないよう、規範として考慮要素を定立する点です。信義則は一般条項であるから、どのような事情がいかなる理由により信義則の適用を基礎づけるのかを具体的に論じなければなりません。もっとも難しく考える必要はなく、以下の要素を考慮要素として覚えておき、問題文の事情に応じて規範として定立すれば足りません。

- ・矛盾挙動の存在
- ・相手方が先行態度を信頼して自らの法的地位を形成
- ・後訴が実質的に前訴の蒸し返し
- ・前訴での主張可能性
- ・前訴から後訴の期間

第7 おわりに

各設問を論じる際は、ご自身がどの利益を考慮しているのかを意識してみましょう。原告に有利な主張であるならば、被告や裁判所にどのような不利益が生じるのかを具体的に考えてみてください。その際には、民事訴訟の理念である適正・公平・迅速・経済に照らして検討してみてください。答案で明示的に書かなくても、自分はどのような利益を考慮しているのかを意識するだけで、自ずと答案に説得力が増します。

最後に、明大法曹会に掲載されている安斉勉先生の合格体験記からの引用を掲載します。

司法試験の答案の書き方は、問題文の中から

- ① 対立する利益（保護法益）を探り出し
- ② それに対する自分の価値判断を示し
- ③ それを条文を用いて理由付ける（条文解釈）

試験では、上記のことをその場で考えて、答案を書けばそれでよく、基本書にどのように書いてあったかなどを思い出す必要は全くない。

結局のところ対立する利益を自分なりに理由を付けて調和させることが評価の対象となるわけです。是非参考になさってください。

以上

2026年03月15日答案練習会

民事訴訟法

最優秀答案

回答者：M・Yさん

第1 設問1

1 訴訟2の適法性について

(1) 訴訟2の提起が、「更に訴えを提起」（民事訴訟法（以下略）142条）することになるのであれば、訴訟2は重複起訴禁止という訴訟要件に触れ不適法となる。そこで、重複起訴に当たるかの判断基準が問題となる。

(2) そもそも、同条の趣旨は、重複起訴が、訴訟不経済・被告の応訴の煩・矛盾判決の危険といった弊害を招来することに照らし、これらの弊害を防止する点にある。

そこで、①当事者及び②訴訟物が同一の場合、上記弊害が生じることから、重複起訴にあたり不適法となると解する。

(3) 本件では、訴訟1と訴訟2が提起されたところ、前者はXY間の紛争であり、後者も同様である。そのため、当事者の同一性が認められる（①）。他方で、訴訟1の訴訟物は本件釣り道具の引渡請求

権の存否であり、訴訟2の訴訟物は100万円の売買代金支払請求権である。そうすると、訴訟物は同一ではないから判決の矛盾抵触のおそれは生じない(②)。

(4) 以上より、訴訟2は142条に触れず、適法である。

2 裁判所のとるべき対応について

(1) 民事訴訟は、審理の迅速性・経済性を旨とする(2条参照)。とすれば、2つの訴訟が係属している場合において、主要な係争物や証拠等が相互に関連している場合、それらの口頭弁論を併合すべきである(152条1項)。

(2) 本件では、訴訟1と訴訟2は、ともに本件釣り道具やその代金額をめぐる紛争である。そのため、当事者審問(207条1項参照)による証拠調べや係争物が相互に関連しているといえる。

(3) 以上より、裁判所は2つの訴訟の口頭弁論を併合すべきである。

第2 設問2

1 数量的一部認容判決について

(1) 判決事項は当事者が申し立てた事項に限定される(246条)。本件では、Xは代金額が50万円であると主張しているが、裁判所はこれを60万円と認定している。そのため、当事者の申立事項の範囲を超えるものとして246条に反するのではないか。一部認容判決の可否が問題となる。

(2) そもそも、訴訟の開始・終了、審判対象の特定等は実体法上の私的自治の原則から当事者の意思が尊重され、その処分に委ねられる(処分権主義、246条参照)。そうすることで、当事者は申立事

項に集中して攻防を図ることができ、不意打ち防止という手続保障が与えられるからである。

そこで、一部認容判決も、それが①当事者の合理的意思に反さず、②不意打ちとならない場合には、認められると解する。

(3) 本件では、Xは代金額を50万円と認識しているが、その目的は本件釣り道具の引渡しを求める点にある。とすれば、10万円程度の差であれば当事者の合理的意思に反しない(①)。また、YとしてもX主張の50万円の認容判決を覚悟していた以上、60万円と認定されても不意打ちとはならない(②)。

(4) 以上より、数量的一部認容判決の点に違法はない。

2 質的一部認容判決について

(1) 訴訟1において、Xは無条件の判決を求めていたところ、裁判所は60万円の支払いを条件とする引換給付判決をなしている。そのため当事者の申立てに反し、246条違反ではないか。質的一部認容判決の可否が問題となる。

(2) 一部認容判決の可否は、前述の基準により判断する。

(3) 本件では、本件売買契約という双務契約の事実が現れている以上、訴訟上、同時履行の抗弁権が援用される蓋然性がある。とすれば、Xは目的物の引渡しを受けるのと引換に代金を支払うことを織り込んでいたといえる。そのため、Xの合理的意思に反しない(①)。また、Yとしても無条件で本件釣り道具を引き渡さなくて済む以上、不意打ちを受けない(②)。

(4) 以上より、質的一部認容判決の点に違法はない。

3 以上より、本件判決は適法である。

第3 設問3

1 (1) 既判力とは、確定判決の判断内容の後訴での通用力をいう。紛争の1回的解決の要請から制度的拘束力として認められ、自己責任原理により正当化される。そして、既判力は「主文に包含するもの」すなわち訴訟物の存否の判断についてのみ生じるのが原則である(114条1項)。なぜなら、当事者の争点処分の自由・裁判所の審理の機動性の観点からは、それで足りるからである。また、当事者は事実審口頭弁論終結時まで主張立証が可能であり手続保障が与えられている。そのため、この時点よりも前に生じた事由を後訴で持ち出して争うことは許されない(遮断効)。

(2) 本件判決の訴訟物は売買契約に基づく本件釣り道具引渡請求権であり、その存在に既判力が生じている。

(3) そのため、金額は判決理由中の判断にすぎず、既判力は生じないから、X代理人の主張は既判力の遮断効に抵触せず、裁判所はあらためて代金額を審理判断できるのが原則である。

2 もっとも、本件判決は引換給付判決であり、主文において「60万円の支払いを受けるのと引き換え」と掲げられている。そうすると、Xが訴訟3において代金額を30万円だと争うことは、紛争の蒸返しとして既判力に抵触しないか。

(1) そもそも、引換給付文言は強制執行開始要件にすぎず、訴訟物そのものではない。しかし、引換給付文言が主文で掲げられる趣旨は、訴訟物と一体のものとして審理し、手続保障が充足されたこと

で、それも含めて紛争の一次的解決を図る点にある。

そこで、引換給付文言が主文で掲げられている場合、その内容と矛盾抵触する事実について後訴で争うことは、既判力に抵触し許されないと解する。

(2) 本件では、Xの主張は、引換給付文言である「60万円」を市場価値が30万円相当だとして争うものである。そうすると、引換給付文言の内容と矛盾する事実について争うものといえる。

(3) よって、Xの主張は既判力に抵触し許されない。

3 以上より、裁判所は改めて代金額を審理判断できない。 以上

総評

令和8年3月15日

弁護士 門馬 憲吾

答案練習会の受講お疲れ様でした。採点を通じた感想をお伝えいたします。

1 設問1

多くの答案で、重複訴訟に該当しないことを論じた上で裁判所による併合指示を論じられていました。

少数ながら審判対象の同一性を訴訟物よりも広く捉えた上で、訴訟1と訴訟2が重複訴訟に該当する旨を論じている答案がありました。そのような立論もあり得ないところではありますが、問題文の誘導としては、原則・例外論で論じていただきたかったところです。問題の誘導に従うのも、受験テクニックとしては必要となるところです。

2 設問2

ほぼ全ての答案で、当事者意思の枠組みで処分権主義を論じられていました。

差がついたのは、①引き換え給付文言と裁判所が売買金額を60万円と認定した点を分けて論じること、②60万円と認定することが当事者意思に照らして、何故に処分権主義に反しないのかを具体的に論じる点です。

①について、処分権主義との関係では、そもそも当事者が申し立てていない引換給付文言を判決してよいのか、仮に引換給付文言を付してよいとしても、原告の主張を上回る60万円を認定してよいのかが問題となります。多くの答案ではこの点を混然一体と論じていました。反対に、この点を峻別して論じられている答案は高い評価となりました。

②について、問題文の具体的事実に着目して、原告と被告の意思を答案で記述する必要がありました。あくまで裁判所による売買金額60万円の認定は、原告主張の50万円と大きな違いはないこと、被告は100万円を主張しているものの、当事者間の主張金額の枠内に収まっていることから不意打ちではないことを、自分の言葉で論じられるとよかったと思います。

3 設問3

多くの答案で、訴訟1の既判力が訴訟3に作用しないこと、作用しないことを前提に信義則を論じられていました。

差がついたのは、設問2と同じく、そもそも引き換え給付文言に既判力が生じるのか、

引換給付文言に既判力が生じないとしても、訴訟1の既判力が訴訟3に作用しないか、という点です。

多くの答案では、引換給付文言と前訴と後訴の関係を混然一体に論じていました。反対に、この点を峻別して論じられている答案は高い評価となりました。

4 結語

多くの答案では論点に従って記述できていました。差がついた部分は上記で触れた点です。

本問は、全て「請求」に関する出題です。原告が、どのような「請求」をするのかは自由に設定できます。当事者主義の範疇です。この点を出発点に原則論はどのようになるのか、原則論を貫くとどのような不都合が生じるのか、自分の言葉で考えて論じられると自ずと評価は高まると思います。

以上